

第1章 計画策定の趣旨

第1節 背景と目的

吉川市は、都心への交通の利便性から東京のベッドタウンとして急速に人口が増加し、その行政需要に対応した都市基盤整備を進めるとともに、豊かな自然環境の保全に努めてきました。比較的若い都市といわれる本市でも近年高齢化が進み、高齢化率は平成20年には、15.4%（10月1日現在）に達しています。

本市では、高齢者やその家族が安心して暮らせるよう、平成6年に「吉川町老人保健福祉計画」を策定し、平成12年には同計画の改定と介護保険制度の導入に伴う「吉川市老人保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定しました。その後、3年ごとに見直しを行い、その施策を推進してきました。

介護保険制度は、制度施行後9年が経過し、サービス利用が倍増するなど高齢者を支える制度として定着してきました。しかし、平成27年には「団塊の世代」のすべての方が65歳以上となることから、それらの世代の介護予防が重要なことや、認知症高齢者の増加に対応したケアの確立が急務であることなど、新たな施策が求められています。

また、今般の医療制度改革により、平成20年4月、老人保健法による保健事業が廃止され、新たに高齢者の医療の確保に関する法律に基づく特定検診が行われるようになりました。さらに、平成23年度末には、介護保険制度の施設サービスである介護療養型医療施設が廃止され、他の介護又は医療施設等への転換が予定されています。

「吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、今後の高齢者への福祉及び介護保険事業の計画的かつ円滑な実施により、高齢者やその家族に対する福祉を充実するために策定するものです。

第2節 計画の法的な位置付け

この計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」と介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」を一体的に策定するものです。

高齢者福祉計画は、市内のすべての高齢者を対象に福祉サービスとその提供体制に関する計画であり、介護保険事業計画は、介護等が必要な高齢者等を対象に介護保険対象のサービスや地域支援事業について定める計画です。互いに調和の取れたものとする必要があるため一体的に策定しています。

第3節 計画期間

「第4期吉川市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」は、戦後のベビーブーム世代が65歳以上になる平成27年（2015年）の高齢者介護の姿を念頭において、平成18年に行われた介護保険制度全般の見直しを受け、平成26年度（第5期介護保険事業計画の最終年度）の目標に向けて中間段階の位置付けとして、平成21年度から平成23年度までの計画を策定します。そして、第5期の同計画については、第4期計画に係る必要な見直しを平成23年度までに行った上で、平成24年度から平成26年度までを計画期間として作成することになります。

